

B

☆ 記入例

～知的障がいの教科及び下学年を教育課程で取り扱っている場合～

小学校3年生 1学期の例

	◎個別の指導目標	○指導内容・方法 ※手立て	●評価
国語 知	<p>【知識及び技能・2段階】 ◎日常生活でよく使われている平仮名を読むことができる。 【書くこと・2段階】 ◎経験したことの中から伝えたいことを思い浮かべ、書くことができる。 【聞くこと・話すこと・2段階】 ◎体験したことなどについて、伝えたい考え、表すことができる。 ※一部、生活単元学習で指導</p> <p>【数と計算／乗法：下学年対応第2学年】 ◎乗法の意味について理解し、それを用いることができ</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">各教科の段階の内容に基づき、具体的な指導内容や指導方法を記入します。</p>	<p>○身近なものの名前など、平仮名で表された語の読み方を声に出して確認して覚える</p> <p>○写真や絵の思い出を組み立てて表現する。 (国語) 「作文を書こう」 (生活単元学習) 「運動会をがんばろう」 「図書館に行こう」 ※～することで・・・</p> <p>○倍の意味を知り、ある量の何倍かにあたる量を、乗法を用いて求める。 ○5の段、2の段、の構成の仕方を理解し九九を覚え活用する。 ※～を使用することで・・・</p>	<p>●平仮名で表された語を読む学習に取り組み、カードで組み立てて読みこなす</p> <p>知的障がいの教科のどの段階に基づいた目標に取り組む学習なのか、特別支援学校学習指導要領を参考に、はっきりと明記します。</p> <p>●自分が活動している写真を手掛かりにして、運動会の思い出について、絵や簡単な文で表すことができた。</p> <p>●5の段の構成では、5ずつ増えていることに気づき、5の段の九九を自分で計算したり、九九カードを使って友達と問題を出し合って答えたりすることで、正確に覚えることができた。</p>
生活 知	<p>【社会の仕組みと公共施設：2段階】 ◎図書館やバスの利用についてのルールやマナーを守って活動することができる。 【金銭の扱い：2段階】 ◎金銭の大切さや必要性に気付き、バスの運賃の支払い方を知る。</p>	<p>○図書館やバスの利用についてのルールやマナー、バスの運賃の支払い方法などを事前に確認する。 ○実際に利用することで、図書館やバスの利用方法を知る。 (生活単元学習) 「図書館に行こう」 ※～を提案し・・・</p>	<p>下学年対応の教育課程でも、年間計画を受け、その子に応じて、どうきめ細やかに指導するか記載します。 小・中学校学習指導要領を参考に、記入します。</p>
体育	<p>【走・跳の運動：第3学年】 ◎かけっこ・リレーで調子よく走ったりバトンの受け渡しをしたりすることができる。</p> <p>【器械・器具を使っての運動：第3学年】 ◎マット運動で、前転や後転などの基本的な技ができる。</p>	<p>○校庭や体育館で一定の速さで走る。 ○友達と一緒に全力で走り、リレーのバトンの受け渡しをする。 ○マット運動で前転や後転などに取り組む。</p>	<p>●リレーでは、友達を意識しながら走りきり、バトンをつなぐことができた。</p> <p>●「マット運動などの基本的な技について、自分から繰り返し練習に取り組むことができる</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">評価については、「個別の指導目標」に基づいて記入します。</p>

知：「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を取り扱っていることが分かるように記号を記載しています。

※各教科等を合わせた指導（生活単元学習等）についての記入例です。

<p>生活単元学習</p> <p>「運動会をがんばろう」で取り扱う教科等 【国語（書くこと）：2段階、（聞くこと・話すこと）：2段階】 【生活（予定・日課）：2段階】 【道徳科】【自立活動】（自立活動の指導計画による） ※体育については、教科別に指導する</p> <p>「図書館に行こう」で取り扱う教科等 【国語（書くこと）・2段階】 【生活（社会の仕組みと公共施設）・2段階、（金銭の扱い）・2段階】 【道徳科】【自立活動】（自立活動の指導計画による）</p> <p>各教科等を合わせた指導の形態で指導を行う場合には、こちらに、取り扱う教科等の段階を明記します。</p>	<p>「運動会をがんばろう」では、運動会の日時、場所、参加種目を知り、教師や友達と一緒に運動会の招待状づくりなどの準備をすることで、運動会への参加意欲を高め、自分から運動会の練習や当日の活動に参加することができた。</p> <p>評価については、各教科で記入し、こちらには所見として、各教科等を合わせた指導での子どもの学びの姿を書いていく、という方法もあります。</p>
---	---

基礎知識

「各教科等を合わせた指導」は、学校教育法施行規則第130条第2項に示されているおり、「特に必要がある場合は各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」としています。

つまり、各教科等の指導の形態であって、「生活単元学習」という教科ではありません。「生活単元学習」において、何を教えたかを説明できるように整理しておくことが大切です。

また、特別支援学校学習指導要領解説には、「教科別の指導を行う場合や各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要です。」と示されており、各教科の目標に基づいた評価をしていくことが大切になります。

*詳しくは第I章2（5）④『各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』（35p）をご覧ください

知的障がいの教科の場合は、どの段階を指導しているかを明らかにすることで、本人の「学習の履歴」がはっきりと継続されます！

ここで示したものは、あくまでも例です。各学校の実情に合わせて、活用しやすい形に検討していきましょう。